

履行につき、労働者財産形成促進法第六条第四項第一号又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が預金等債権の買取りにより生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。

2 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が預金等債権の買取りにより生じたものであるときにおける租税特別措置法第四条の三第二項及び第十項に規定する事実に該当しないものとみなす。

(資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十三条 法第八十九条(法第六百六条第二項の規定により準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

一 定期積金の積金者

二 掛金の掛金者

三 金銭信託の受益者

四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十

七号)第八条の規定による長期信用銀行

債、金融機関の合併及び転換に関する法律

(昭和四十三年法律第八十六号)第八条第一

項(同法第五十五条第四項において準用する

場合を含む。)の規定による特定社債、金融

システム改革のための関係法律の整備等に關する法律(平成十年法律第七号)附則第一百

九条の規定によりなおその効力を有する

ものとされる同法附則第一百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項の規定による債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三

八号)第五十四条の二の四第一項の規定によ

る全国連合会債及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十条の規定による商工債(同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により

発行された商工債とみなされたものを含む。)(第二十九条の五第四号及び第三十条において「金融債」という。)の権利者

の業務に係る多数人を相手方とする定期的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

五 保護預り契約に係る債権者その他の銀行等の協定承継銀行に生じた損失の金額

(協定承継銀行に規定する政令で定めることにより計算した金額は、協定承継銀行(法第九十七条第一項第一号に規定する協定承継銀行をいう。第一号において同じ。)の各事業年度に係る次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額とする。

一 法第九十七条第一項に規定する承継協定の定めにより協定承継銀行の資産の買取りが行われた場合における当該資産に係る譲渡損に相当する金額

二 損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額

(再承継金融機関等に対する資金援助に係る財務内容の健全性の確保の方策の規定の準用)

第二十四条の二 第十三条の規定は、法第一百一条第七項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条第二号中「法第六十四条第一項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条の六 第十四条の三の規定は、法第一百一条第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「法第六十八条の三第一項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十八条の三第二項と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」と、「法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。

第二十五条 第五百三条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

一百五十五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。の確立の方策

二 責任ある経営体制(銀行持株会社等が法第五項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十六条の二第一項及び第六十八条の二第五項と、「法第六十四条の二第六項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。

（経営の健全化のための計画）

第二十五条 法第五百三条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

（再承継金融機関等に対する資金援助に係る取扱優先株式等の規定の準用）

第一条第七項において法第六十四条の二第二項の規定は、法第一百六十八条の二第二项及び第六十八条の二第五項と、「法第六十四条の二第六項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。

第二十四条の三 第十三条の二の規定は、法第一百六十八条の二第二项及び第六十八条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十六条の二第一項及び第六十八条の二第五項と、「法第六十四条の二第六項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。

第二十五条 第五百三条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

（優先出資の発行による登記の特例）

第二十五条の二 法第一百七条の四第二項の規定により金融機関が法第一百五十五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成五年政令第三百九十八号)第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三百四号)第一百五十五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五条の三 法第一百八条第三項第一号(法第一百八条の二第四項(法第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める株式等(次に掲げる書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三百四号)第一百五十五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面)と読み替えるものとする。

号に規定する第一号措置をいう。以下の条及び第三十三条の三第一号イにおいて同じ。)により取得した株式等(次に掲げるものを含む。)とする。

一 当該株式等が株式である場合にあつては、
 次に掲げる株式

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合されられた他の種類の株式

二 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合されられた他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された他の種類の株式

三 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

三 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画(法第五百五条第三項に規定する経営健全化計画をいわう。第二十五条の七、第三十三条の三第一号ロ並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において同じ。)を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における方策

一 責任ある経営体制の確立のための方策

二 配当等により剰余金が流出しないための方策

三 法第百八条の二第一項の認可を受けた株式交換等(同項に規定する株式交換等をいう。)により機構が割当てを受けた取得株式等である株式(次に掲げるものを含む。第二十五条の七及び第二十五条の九において同じ。)に係る株式(次に掲げるものを含む。第二十五条の七及び第二十五条の九において同じ。)につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された他の種類の株式

二 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された他の種類の株式

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(対象金融機関の組織再編成の認可の要件)

第二十五条の五 法第百八条の三第二項第五号に規定する政令で定める要件は、銀行等又は株式会商工組合中央金庫である対象金融機関(同条第一項に規定する対象金融機関をいう。)が行う組織再編成(同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条から第二十五条の九までにおいて同じ。)により機構が取得株式等と交換された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

二 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

ハ 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

ハ 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の六 法第百八条の三第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により剰余金が流出しないための方策

四 法第百八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式及び当該組織再編成の後ににおいて機構が保有する取得株式等である株式等及び当該組織再編成の後ににおいて機構が保有する取得貸付債権(法第八百八条第二項に規定する取得貸付債権をいい。当該組織再編成に係る承継金融機関(法第八百八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。)を債務者とするものに限る。)に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に對応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(承継子会社が提出する経営健全化計画)

第二十五条の七 法第百八条の三第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制(経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立のための方策

三 配当等により剰余金(経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金を含む。)が流出しないための方策

四 経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等における、法第百八条の三第四項にお

（対象金融機関以外の発行金融機関等の組織再編成の認可の要件）

第二十五条の八 法第一百八条の三第六項第四号に規定する政令で定める要件は、組織再編成により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該組織再編成の前ににおいて機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

（法第一百八条の三第七項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の九 法第一百八条の三第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の銀行持株会社等における次に掲げる方策とする。

- 一 責任ある経営体制の確立の方策
- 二 配当等により剰余金が流出しないための方策
- 三 法第一百八条の三第五項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策
- 四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（第一号措置に係る取得株式等の規定の準用）

第二十五条の九の二 法第一百八条第三項の規定及び第二十五条の三の規定は、法第一百八条の三第八项において法第一百八条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（法第一百八条の三第八项において法第一百八条の二第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十五条の四第三号中「法第一百八条の二第一項」とあるのは、「法第一百八

に規定する取得貸付債権又は取得特定株式等（法第二百二十六条の二十四第二項（法第二百二十六条の二十五第四項（法第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び法第二百二十六条の二十六第八項の二十六第八項において準用する場合を含む。）に規定する取得特定株式等をいう。以下同じ。）若しくは法第二百二十六条の二十四第二項（法第二百二十六条の二十五第四項（法第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び法第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）に規定する取得特定貸付債権から生じた果実に相当する金額

三 法第二百二十六条の五第四項において準用する会社更生法第八十一条第一項の規定に基づき受けた費用の前払及び報酬の金額

四 法第二百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

五 法第二百二十六条の三十一又は法第二百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

六 法第二百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく追加的特定資金援助（法第二百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

七 法第二百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれららの明細

八 法第二百二十六条の三十七において準用する法第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれららの明細

九 法第二百二十六条の三十七において準用する法第九十九条の規定による損失の補填に係る業務に係る費用の金額及びその明細

十 法第二百二十七条の二第一項又は法第二百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

十一 法第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等（法第二百二十

六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいふ。以下同じ。）及び協定特定承継金融機関等（法第百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいふ。第二十九条の三十四及び附則第二条の十七において同じ。）に係るものに限る。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれららの明細。

十二 その他内閣府令・財務省令で定める事項（国庫への納付手続）

第二十八条 機構は、法第一百二十五条第二項の規定により利益金を納付するときは、当該利益金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

機構は、法第一百二十五条第二項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定める書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

（危機対応業務に係る借入金の限度額）

第二十九条 法第一百二十六条第一項に規定する政令で定める金額は、三十五兆円とする。

（我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者）

第二十九条の二 法第一百二十六条の二第二項第四号に規定する政令で定める者は、短資業者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者をいう。）とする。

（特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について準用する法の規定の読み替え）

第二十九条の三 法第一百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等（法第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）について法第一百二十六条の九において法第七十九条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「氏名又は名称及び住所」とあるのは、「名称及び主たる事務所」と読み替えるものとする。

第二十九条の四 法第一百二十六条の十七の規定に基づく特定認定（法第一百二十六条の二第一項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）に係る

金融機関等に対する命令は、その期限及び次項に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とするものの総額の上限を示して行うものとする。

法第百二十六条の十七に規定する特定認定に係る金融機関等の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 日本銀行に対する預け金

二 現金並びに金融厅長官が別に定める国内の者に対する預金、貯金及び定期積金

三 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）

四 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金、立替金その他の債権

五 国内に住所及び居所を有しない者に対する貸付金その他の債権であつて、元本の償還及び利息の支払を行う場所を国内とし、かつ、国内の裁判所を管轄裁判所とすることを定めている金銭消費貸借契約に係るもの

六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者に信託した財産

七 国内に住所又は居所を有する者に対する差入保証金（取引について金融機関等が預託した金錢をいう。）

八 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引所をいう。）

九 国内に所在する有形固定資産

十 その他金融厅長官が適当と認める資産（特別監視金融機関等に係る資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二十九条の五 法第二百二十六条の十八において準用する法第八十九条及び法第一百二十六条の二十二第七項において準用する法第一百六条第二項において準用する法第八十九条に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

一 定期積金の積金者

二 掛金の掛金者

三 金融信託の受益者

四 金融債の権利者

五 金融商品取引法第二百二十九条又は第一百六十一条の二の規定により、金融商品取引業者等

(同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次号及び第七号において同じ。)が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

六 対象有価証券関連取引(金融商品取引法第四十三条の二第一項第二号に規定する対象有価証券関連取引をいう。次号において同じ。)に関して、金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客に属する定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

八 保護預り契約に係る債権者その他の特別監視金融機関等の業務に係る多数人を相手方とし、金融商品取引業者等が占有する有価証券に係るこれらの顧客

七 対象有価証券関連取引に係る、顧客の計算に属する定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

(経営の健全化のための計画)

第二十九条の六 法第百二十六条の二十二第五項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制(金融機関等が法第百二十六条の二十二第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の経営体制を含む。)の確立の方策

三 配当等により剰余金その他これに類する金銭(金融機関等が法第百二十六条の二十二第六項の決定期にに基づいて取得する特定株式等(株式等、特定劣後特約付社債(同項第一号に規定する特定劣後特約付社債をいう。以下同じ。)、株式会社及び協同組織金融機関(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。)以外のもの)の出資又は基金に係る債権をいう。以下同じ。)(株式等にあつては次に掲げるものを含む。)において同じ。)及び機構が法第百二十六条の二十二第六項の決定に基づいて取得する債権に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。第二十九条の十三及び第二十九条の十七において同じ。)及び機構が法第百二十六条の二十二第六項の決定に基づいて取得する債権に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。第二十九条の十三及び第二十九条の十七において同じ。)

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

口 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときには、その行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

財務内容（金融機関等が法第百二十六条の二十二第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（金融機関等が同項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特定劣後特約付社債）

第二十九条の七 法第二百二十六条の二十一第六項第一号に規定する政令で定める社債は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一 担保が付されていないこと。

二 その償還が行われない期間が発行時から五年を超えるものであること。

（法第二百二十六条の二十一第六項の決定に従つた優先出資の発行による登記の特例）

第二十九条の八 法第二百二十六条の二十二第七項において準用する法第二百七十七条の四第二項の規定により金融機関が法第二百二十六条の二十二第六項の決定に従つた優先出資の発行による変更の

登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令第十四条の規定の適用について、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二百二十六条の二十二第六項の決定に従つた優先出資の発行であることと証する書面」とする。
（特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読み替え）

読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
五百条第一項第七項	第一項の申込みをした金融機関又は第二十二第一項の申込みをした銀行為持株会社等	第一項の申込みをしめた銀みをした金融機関等又は同条第三項の申込みをした金	第一百二十六条の二
五百条第一項第七項	第一項の申込みをした金融機関又は第二十二第一項の申込みをした銀行為持株会社等	第一項の申込みをしめた銀みをした金融機関等又は同条第三項の申込みをした金	第一百二十六条の二
五百条第一項第七項	第一項の申込みをした金融機関又は第二十二第一項の申込みをした銀行為持株会社等	第一項の申込みをしめた銀みをした金融機関等又は同条第三項の申込みをした金	第一百二十六条の二

		措置に係る認定について、前条第六項
第二項	（特定第一号措置に係る取得特定株式等）	
第二十九条の十	法第一百二十六条の二十四第三項	
第二号	（法第一百二十六条の二十五第四項）（法第一百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特定株式等は、次に掲げる特定株式等とする。	
	一 機構が特定第一号措置により特定株式等の引受け等を行った金融機関等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）	
	イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式	
口	ハ 当該株式又はイ若しくは口に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式	
二	一 機構が特定第一号措置により特定株式等の引受け等を行った金融機関等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当を受けた特定株式等（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）	
	イ 当該特定株式等が株式である場合にはあつては、次に掲げる株式	
(1)	（1）当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、次に掲げる株式	

		措置に係る認定につ いて、前条第六項
一項	百七 金融機関又は銀行持 株会社等	特定第一号措置に係る取得特定株式等)
二項	百七 金融機関又は銀行持 株会社等	十九條の十 法第百二十六条の二十四第三項 第二号（法第百二十六条の二十五第四項（法第 百二十六条の二十六第八項において準用する場 合を含む。）において準用する場合を含む。）に 規定する政令で定める特定株式等は、次に掲げ る特定株式等とする。
	行持株会社等	一 機構が特定第一号措置により特定株式等の 引受け等を行つた金融機関等が行う株式交換 又は株式移転により当該金融機関等の株式交 換完全親会社又は株式移転設立完全親会 社となつた会社から機構が割当てを受けた株 式（次に掲げるものを含む。） イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請 求が可能とされるものである場合にあつて は、その請求により転換された他の種類の 株式
	口	口 当該株式が一定の事由が生じたことを条件 として転換されるものである場合にあつ ては、その事由が生じたことにより転換さ れた他の種類の株式
	ハ	ハ 当該株式又はイ若しくは口に掲げる他の 種類の株式について分割され又は併合され た株式
一	一 機構が特定第一号措置により特定株式等の 引受け等を行つた金融機関等が行う合併又は 会社分割により当該金融機関等の事業の全部 又は一部を承継する他の法人から機構が割当 てを受けた特定株式等（株式等にあつては次 に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債 株式会社及び協同組織金融機関以外のものの 出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げ るものに類するものを含む。） イ 当該特定株式等が株式である場合にあつ ては、次に掲げる株式	

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

口 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにはその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 この条の規定により取得特定株式等に該当する特定株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定株式等(株式等にあつては次に掲げるものに類するものを含む。)は次に掲げるものに類するものを含む。)

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にはあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

口 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により転換された他の種類の株式

より交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資（法第二百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十九条の十一 法第二百二十六条の二十五第三項に規定する経営健全化計画を以て、当該優先出資について分割された優先出資（法第二百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画）

第三十三条の三第三号ロ並びに第三十八条第一項第七号及び第八号において同じ）を連名で提出する法第二百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一 責任ある経営体制の確立のための方策

二 配当等により剰余金が流出しないための方策

三 法第二百二十六条の二十五第一項の認可を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう）により機構が割当てを受けた取得特定株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得その他のこれに準するものに対応するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（対象金融機関等の組織再編成の認可の要件）

第二十九条の十二 法第二百二十六条の二十六第二項第五号に規定する政令で定める要件は、対象金融機関等（同条第一項に規定する対象金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十六において同じ。）が行う組織再編成（法

第二十九条の二十六第一項に規定する組織再編成を以て、当該優先出資（法第二百二十六条の二十六第一項に規定する政令で定める要件は、対象金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十六において同じ。）が行う組織再編成（法

第二十九条の二十六第一項に規定する組織再編成を以て、当該優先出資（法第二百二十六条の二十六第一項に規定する政令で定める要件は、対象金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十六において同じ。）が行う組織再編成（法

編成をいう。以下この条から第二十九条の十七までにおいて同じ。）により機構が取得特定株式等となる株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資の割当てを受ける場合において、当該株式又は出資の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得特定株式等である株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資の種類と同一のものと認められることとする。

（承継金融機関等が提出する経営健全化計画）

第二十九条の十三 法第二百二十六条の二十六第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により剰余金その他これに類する金銭が流出しないための方策

四 法第二百二十六条の二十六第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得特定株式等である特定株式等及び当該組織再編成の後において機構が保有する取得特定貸付債権（法第二百二十六条の二十四第二項に規定する取得特定貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等（法第二百二十六条の二十六第二項に規定する承継金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十八において同じ。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

六 配当等により剰余金その他これに類する金銭が流出しないための方策

七 財務内容（経営健全化計画を連名で提出する他の金融機関等における次に掲げる方策とする。

（法第二百二十六条の二十六第七項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十九条の十四 法第二百二十六条の二十六第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

（承継子法人等が提出する経営健全化計画）

第二十九条の十五 法第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第三項の申込みに係る決定に限り特定第一号措置に係る組織再編成の認可について準用する法の規定の読み替え）

五 財務内容（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

六 配当等により剰余金その他これに類する金銭が流出しないための方策

七 財務内容（経営健全化計画を連名で提出する他の金融機関等における次に掲げる方策とする。

（法第二百二十六条の二十六第七項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十九条の十六 法第二百二十六条の二十六第六項第四号に規定する政令で定める要件は、対象金融機関等以外の特定金融機関等の組織再編成の認可の要件

第二十九条の十七 法第二百二十六条の二十六第七項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

（特定第一号措置に係る取得特定株式等の規定の準用）

第二十九条の十九 法第二百二十六条の二十四第三項の規定及び第二十九条の十の規定は、法第二百二十六条の二十六第四項において準用する同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第十七項」と読み替えるものとする。

（特定第一号措置に係る取得特定株式等の規定の準用）

一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等（償還、返済その他これらに準ずるもの）に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該特定優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

(特定救済金融機関等の業務の継続の特例に係る承認の申請)

第二十九条の二十四 特定救済金融機関等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。次項、第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）は、法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該業務を継続する特別の事情を記載した

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び合併、事業の譲受け、特定債務引受け（法第一百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。第二十九条の二十七において同じ。）又は会社分割の日における当該契約の総額を記載した書面

四 その他内閣府令・財務省令で定める書類

法第一百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する計画につき法第一百二十六条の三十一において準用する同項の承認を受けた特定救済金融機関等は、同条において準用する法第六十七条第三項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他のやむを得ない事情を記載した書面

二 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 その他内閣府令・財務省令で定める書類（特定資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第二十九条の二十五 法第一百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第一百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた法第一百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式として転換されるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

では、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特定資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第二十九条の二十六 法第一百一十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第一百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成（同項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。）により機構が割当てを受けた法第一百二十六条の三十一において準用する法第六十四条の二第二項に規定する取得特定優先株式等である特定株式等（株式等にあつては次に掲げるものと含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）及び法第一百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得特定貸付債権（法第一百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項に規定する取得特定貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等（法第一百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該特定株式等が株式である場合については、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合には、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合に

読み替える法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
-----------	------------	---------

条の二十三第二号中「法第一百二十六条の三十一」とあるのは、「法第一百二十六条の三十八第

（特定再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十八 第二十九条の二十五の規定は、法第百二十六条の三十八第七項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十五第一号中「法第百二十六条の三十一」とあるのは、「法第百二十六条の三十八第七項」（法第百二十九条の三十九）と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十九 第二十九条の二十六の規定は、法第百二十六条の三十八第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十六第二号中「法第百二十六条の三十一」において準用する法第六十八条の三第一項」とあるのは、「法第百二十六条の三十八第七項」において読み替えて準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第百二十六条の三十一」において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは、「法第百二十六条の三十八第七項」において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読み替え）

第二十九条の四十 法第百二十六条の三十八第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいふ。以下この条において同じ。）、特定再承継（法第百二十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいいう。）のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定

第二十九条の四十二 法第百二十六条の三十九第
一項の特定負担金について、同条第五項において
法第五十条第二項の規定を準用する場合における
いは、同項第四号中「特定承継銀行」とある
のは「特定承継金融機関等」と、「第百二十六
条の三十四第三項第一号」とあるのは「第百二
十六条の三十四第三項第五号」と読み替えるも
のとする。
(金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれ
があると認められる種類の債務の弁済に関する
会社法の特例に関する読替え)
第二十九条の四十三 特別清算開始の命令若しく
は会社法第八百二十二条第一項の規定による清算
算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は
銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法(平成
七年法律第二百五号)第二百十二条第一項の規

第六十八条の式等		取得優先株		第七項において読み替 えて準用する第六十四 条の二第六項に規定す る取得特定優先株式等	
二第一項		第六十八条の金融機関又 は銀行持株会社等		第六十八条の金融機関又 は銀行持株会社等	
二第二項		第六十八条の金融機関又 は銀行持株会社等		第六十八条の金融機関又 は銀行持株会社等	
第六十八条の 三第一項	第六十八条の 三第二項	第六十八条の 三第三項	第六十八条の 三第四項	第六十八条の 三第五項	第六十八条の 三第六項
（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助 に係る取得特定優先株式等の規定の準用）	（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助 に係る取得特定優先株式等の規定の準用）	（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助 に係る取得特定優先株式等の規定の準用）	（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助 に係る取得特定優先株式等の規定の準用）	（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助 に係る取得特定優先株式等の規定の準用）	（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助 に係る取得特定優先株式等の規定の準用）
権	取得貸付債	式等	第六十四条の二第六項	第六十四条の二第六項	第六十四条の二第六項
			第七項において読み替 えて準用する第六十四 条の二第六項	第七項において読み替 えて準用する第六十四 条の二第六項	第七項において読み替 えて準用する第六十四 条の二第六項
			取得特定貸付債権	取得特定貸付債権	取得特定貸付債権

定により清算を開始した特定破綻金融機関等に
対し法第二百二十七条の二第一項の規定による資
金の貸付けを行う旨の決定があるときについて
法第二百二十七条の五において法第六十九条の四
第三項及び第四項の規定を準用する場合におい
ては、同条第三項中「第五百条第一項及び第五
百三十七条第一項」とあるのは「第五百条第一
項（他の法律において準用する場合を含む。）」
及び第五百三十七条第一項（他の法律において
準用する場合を含む。）と、同条第四項中「第
五百四十九条第一項」とあるのは「第五百四十
九条第一項（他の法律において準用する場合を
含む。）」と読み替えるものとする。
(資産価値の減少防止のための資金の貸付けに
ついて準用する法の規定の読み替え)
第二十九条の四十四 法第二百二十八条の二第一項
の規定により貸付けを行う旨の決定をしたとき
について同条第二項において法第六十四条第三四
項の規定を準用する場合においては、同項中
「金融機関又は銀行・持株会社等」とあるのは、
「第一百二十六条の二第二項に規定する金融機関
等」と読み替えるものとする。
(事業譲渡等の場合に各別に異議の催告をする
ことを要しない債権者)

第三十条 法第二百三十一条第四項に規定する政令
で定める債権者は、金融債の権利者及び保護預
り契約に係る債権者その他の金融機関等の業務
に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権
者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。
(事業譲渡等における債権者保護手続の特例に
より変更することができる契約の条項)

第三十条の二 法第二百三十二条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金等に係る金利（利率及び利率に準ずるもの）をいう。）

二 預金等に係る契約の期間

三 預金等に係る利息等（第六条の二第一項各号に掲げるものをいう。）の額の計算方法

（法第二百三十一条の二第三項の政令で定める期間）

第三十条の三 法第二百三十一条の二第三項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

「済等」とあるのは「債務等の弁済等(その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。)」と、法第二百一十六条の三十五の見出し中「の設立等」とあるのは「への出資等」と、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、法第二百一十六条の三十六第一項中「その経営管理」とあるのは「特別監視金融機関等の債務等承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第二百二十六条の三十四第一項」とあるのは「第二百二十六条の三十四第一項第一号」と、法第二百一十九条第一項、第三項及び第五項中「協定承継銀行 特別危機管理銀行 特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、法第二百三十三条第六項中「承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第二百三十五条第二項中「第九十一条

項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいい、同条第七項において準用する法第十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法附則第六十八条の二第二項に規定する会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第十八条の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法附則第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持

第六十一条 第一項中「第五十九条第一項」第五十九条の二第一項又は前条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（再承継金融機関等に対する資金援助について準用する法の規定の読み替え）

第二条の十一 法附則第十五条の四第一項の規定による申込み及び同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定について、法附則第十五条の四第五項において法の規定を準用する場合においては、法第五十九条第三項中「第一項に」とあるのは「附則第十五条の四第一項に」と、「前項第二号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第一項の」とあるのは「同条第一項の」と、同条第六項中「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関及び銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関及び再承継銀行持株会社等」と、同条第七項中「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、法

第二条の十一の二 法附則第十五条の四の二第一項の規定による申込み及び同条第五項において法の規定を準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定について、法附則第十五条の四の二第五項において法の規定を準用する場合においては、法第一百二十六条の二十八第四項中「第二項第二号に掲げる合併又は同項第七号に掲げる新設分割」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号に掲げる合併」と、「金融機関等若しくは当該新設分割により設立される金融機関等」とあるのは「金融機関等」と、「当該合併又は当該新設分割」とあるのは「当該合併」と、「以上の特定救済金融機関等」とあるのは「二以上の特定再承継金融機関等」と、同条第七項及び第八項中「金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、法第百二十六条の二十九第一項中「当該特定合併等」とあるのは「当該特定再承継」と、「特定救済金融機関等又は特定

の第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の第六十一項において準用する第六十二条第一項の認定又は附則第十五条の第六項の「あせん」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条第一項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の第四項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の第六項の「あせん」と読み替えるものとする。六項の「あせん」と読み替えるものとする。

第二条の十二の三 第二十九条の二十三の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十三第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に係る業務の継続の特例に係る承認の申請の規定の準用)

第二条の十二の四 第二十九条の二十四の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十七条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十四第一項中「特定救済金融機関等(法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等)」とあるのは、「特定再承継金融機関等(法第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再

（規定の趣旨）
金融機関等の業務又は「特定破綻金融機
関等の業務」とあるのは「承継協定銀行の業
務の」と、同条第八項中「特定破綻金融機関
等」とあるのは「附則第十五条の三第一項第二
号に規定する新設分割設立金融機関等」と読み
替えるものとする。
（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助
に係る財務内容の健全性の確保等の方策

破綻金融機関等及び特定救済持株会社等」とあ
るのは「特定再承継金融機関等又は承継協定銀
行及び特定再承継特定持株会社等」と、同条第
二項中「特定破綻金融機関等及び特定救済金
融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済
株会社等」とあるのは「承継協定銀行及び特定
再承継金融機関等又は承継協定銀行及び特定再
承継特定持株会社等」と、同条第三項中「特定
合併等」とあるのは「特定再承継」と、同項第
一号中「特定破綻金融機関等」とあるのは「承
継協定銀行」と、同項第三号中「特定救済金融
機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」
と、「特定救済持株会社等」とあるのは「特定
再承継特定持株会社等」と、「特定破綻金融機
関等から」とあるのは「承継協定銀行から」
と、「前条第二項第五号」とあるのは「附則第
十五条の四の二第二項第五号」と、「特定破綻
金融機関等の業務又は」とあるのは「附則第十
五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立

(困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた損失の額)
第二条の十五 法附則第十五条の五第八項において準用する法附則第十条の二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、「困難債権協定銀行の各事業年度の第一条の十三第一項第二号に掲げる金額の合計額から、同項第一号に掲げる金額の合計額を控除した残額とする。
(一般勘定で経理する業務)
第二条の十六 法附則第十八条第一項第三号及び附則第二十三条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、平成十四年四月一日以後に開始する法附則第七条第一項に規定する業務であつて、法附則第十八条第一項第一号及び第二号の二に掲げる業務に係るもの以外のもの（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）とする。
(特定負担金の決定に係る報告事項)
第二条の十七 法附則第十八条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法附則第七条第一項に規定する業務（法第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、法第一百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく追加的特定資金援助、法第二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び法附則第十七条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた法附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係る収益の金額及びその明細
二 法附則第十五条の一第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付され収納した金銭（特別監視金融機関等について設けた同項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）の明細
三 法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

第二条の十五 法附則第十五条の五第八項において

一項の規定により金融機関が提出する同項の書

に規定する特例業務勘定（以下「特例業務勘定」という。）に繰り入れられる金額に相当する金額及び特例業務勘定における当該特別資金援助の実施直前の責任準備金額（内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した責任準備金の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額を控除した残額

二 預金等債権の特別買取り（法附則第十八条第一項第二号に規定する預金等債権の特別買取りをいう。以下同じ。）預金等債権の特別買取りを実施するために支払を要する費用の額に相当する金額から、当該支払により取得することとなる預金等債権につき法第七十条第三項に規定する概算払率が法第七十一条第二項の規定に基づき定められた場合の法第七十条第一項に規定する概算払額の総額に相当する額及び特例業務勘定における当該預金等債権の特別買取りの実施直前の責任準備金額の合計額を控除した残額

三 法附則第十八条第一項第三号に規定する業務のうち法附則第七条第一項第二号に規定する損失の補てん（以下この号において「損失の補てん」という。）各事業年度の損失の補てんを実施するために支払を要する費用の額に相当する金額（附則第三条の四第一項に規定する特定破綻金融機関に該当する破綻金融機関（以下この号において「特定破綻金融機関」という。）のうちに、当該事業年度にその譲受債権等につき法附則第二条の九第一号に掲げる金額（以下この号において「特定損失額」という。）が生じたものがあるときは、それらの特定破綻金融機関の当該事業年度の特定損失額との合計額が、当該特定破綻金融機関に係る資産超過金額（附則第三条の四第二項第二号に掲げる金額をいう。以下この号において同じ。）を上回ることとなるものがあるときは、その上回ることとなる特定破綻金融機関については、当該資産超過金額から当該事業年度前の特定損失額の合計額を控除した残額）の合計額を控除した残額）から、当該損失の補てんの実施直前の特例業務勘定の責任準備金額を控除した残額

（特例業務基金の使用額の算定基準日）

責任準備金の額をいう。以下この条において

二 一 機構が法第七十条第一項の規定により行う旨の決定をしたすべての預金等債権の特別買取りに係る買取期間（法第七十二条第二項の規定により機構が買取期間の変更をした場合においては、当該変更後の買取期間）の末日（うち、最も遅い日）

（特例業務基金の使用から控除される金額等）

第三条の四 法附則第十九条の三第三項に規定する政令で定める破綻金融機関は、救済金融機関との合併等（法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。次項第二号において同じ。）の直前ににおいてその資産の額が負債の額を上回る破綻金融機関（次項において「特定破綻金融機関」という。）とする。

二 法附則第十九条の三第二項に規定する破綻金融機関で政令で定めるものに係るものがあるときの政令で定める金額は、各特定破綻金融機関の第一号に掲げる金額（当該金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額）の合計額とする。

一 特定破綻金融機関のそれぞれに係る次に掲げる金額の合計額

イ 特別資金援助に係る資産の買取りその他の内閣府令・財務省令で定める資金援助（法第五十九条第一項に規定する資金援助をいう。）の実施により業務終了日までに機構に生じた費用（法附則第十条の二の規定による損失の補てんに係るもの）を除く。又は損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額

ロ 附則第二条の九第一号に掲げる金額で業務終了日の属する協定銀行の事業年度の直前の事業年度までに生じたものの合計額に相当する金額

二 特定破綻金融機関のそれぞれに係る合併等の直前におけるその資産の額と負債の額との差額に相当する金額

法附則第十九条の三第二項に規定する資産の買取りに係る機構の費用として政令で定める金額

額は、法附則第六条の三第一項の規定による資産の買取りをするために機構がした借入金の利息の額及び当該資産の管理又は処分を行うために機構が要した費用の額の合計額に相当する金額とする。

4 法附則第十九条の三第二項に規定する損失の補てんに要した金額として政令で定める金額は、法附則第六条の四第一項の規定による損失の補てんの額及び当該損失の補てんを行うために機構がした借入金の利息の額の合計額に相当する金額とする。

(国債の処分)

5 法附則第十九条の四第五項に規定する政令で定める場合は、内閣府令・財務省令で定めるところにより日本銀行に対し担保権の設定をする場合とする。

(特例業務に係る借入金の限度額)

6 法附則第二十条第一項に規定する政令で定める金額は、六兆五千億円とする。

(特例業務勘定の廃止時における資産及び負債の処理)

7 機構は、法附則第二十二条第一項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資産（法附則第七条第一号の規定による協定銀行に対する出資金その他の金融庁長官及び財務大臣が定める資産（以下この項において「出資金等」という。）を除く。）をもつて特例業務勘定に属する負債（法附則第十二条第一項の規定による協定銀行の借入れに係る債務の保証に係る保証債務その他の金融庁長官及び財務大臣が定める負債（以下この項において「保証債務等」という。）を除く。）を処理した後、その残余の資産（出資金等を含む。）及び負債（保証債務等を含む。）を一般勘定に帰属させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、特例業務勘定に属する資産及び負債の一般勘定への帰属に関し必要な事項は、金融庁長官及び財務大臣が定める。（特定資産に係る利益の事由及び金額）

第六条 法附則第二十二条第二項に規定する政令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし同項に規定する利益の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める特定資産をいう。以下同じ。）である金額

一 特定資産に係る利益の事由及び金額

二 特定資産に係る利益の事由及び金額

三 特定資産に係る利益の事由及び金額

四 特定資産に係る利益の事由及び金額

五 特定資産に係る利益の事由及び金額

六 特定資産に係る利益の事由及び金額

錢債權（以下「買取金錢債權」という。）について、弁済を受けた金額（当該弁済が代物弁済によるものである場合には、当該代物弁済により譲り受けた資産の処分等により得られた金額をいい、当該代物弁済により土地又は建物（以下この条及び次条第六号において「土地等」という。）の取得をし、当該取得をして当該土地等につき通常の管理又は修理をすした土地等を譲渡した場合において、当該土地等について機構が支出した金額のうちに、その支出により当該土地等の取得の時ににおいて当該土地等に予測されるその支出の時ものとした場合に予測されるその支出の時における当該土地等の価額を増加させる部分の額に対応する金額（以下この条及び次条第六号において「資本的支出の額」という。）があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額をいう。以下同じ。）が当該買取金錢債權の取得価額（買取りの対価の額をいう。）次条第三号及び第四号を除き、以下同じ。）を上回つたこと。当該弁済を受けた金額と当該買取金錢債權の取得価額との差額に相当する金額

二 特定資産である土地等（以下「買取土地等」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額（当該買取土地等について機構が支出した金額のうちに資本的支出の額があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額。）を上回つたこと。当該支払を受けた金額（特定資産に係る機構の業務の運用に供する特定資産である建物について機構が支出した金額のうちに資本的支出の額があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額。）を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等の取得価額との差額に相当する金額

三 買取金錢債權に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該買取金錢債權の全額について弁済を受けることができないことが明らかとなつたこと。当該買取金錢債權の取得価額に相当する金額

四 買取土地等の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等の取得価額を下回つたこと。当該買取土地等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

五 買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取資産の取得価額を下回つたこと。当該買取資産の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

六 特定資産に係る業務を行つたための費用として使用した金額（特定資産に係る業務の用に供する資産の償却費の額を含むものとし、買

券等の取得価額を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額）があるときは、当該結果に実に相当する金額

六 次条第一号又は第二号に掲げる事由に該当して損失の生じた特定資産につき、弁済を受けたこと。当該弁済を受けた金額に相当する金額

五 特定資産から果実が生じたこと。当該果

（特定資産につき損失の生じた事由及び金額）

第六条の二 法附則第二十二条第一項に規定する政令で定める事由により損失が生じたときは次条第一号に掲げる事由により損失が生じたときと同じこと。当該弁済を受けた金額に相当する金額

（特定資産に係る損失の生じた事由及び金額）

第六条の三 法附則第二十二条第一項第一号中「こと」とあるのは、「こと及び附則第二十二条第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債權に係る整理回収業務を行うこと。」とす

（協定後勘定に移転した住専債權について適用する法の規定の読み替え）

第六条の四 法附則第二十二条第一項第一号中「こと」とあるのは、「こと及び附則第二十二条第一項において法の規定を適用する場合においては、法附則第八条第一号中「こと」とあるのは、「こと及び附則第二十二条第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債權に係る整理回収業務を行うこと。」とす

（都道府県知事への通知）

第七条 第三十七条第二項の規定は、同項に規定する労働金庫につき、金融庁長官及び財務大臣が法附則第十六条第二項の規定による認定を行つたとき並びに金融庁長官及び財務大臣が法附則第十七条第一項の規定により特別払戻率を定めたときについて準用する。

附 則（昭和四九年六月一日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三〇日政令第五四号）

この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年六月一七日政令第二一八号）

この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年六月二八日政令第二四九号）

取土地等及び買取金錢債權に係る代物弁済により取得した土地等に係る資本的支出の額を除く。）があるときは、当該使用した金額に相当する金額

（協定後勘定に移転した住専債權について適用する法の規定の読み替え）

（同条第二項において法の規定を適用する場合においては、法附則第二十二条第一項第一号中「こと」とあるのは、「こと及び附則第二十二条第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債權に係る整理回収業務を行うこと。」とす

（協定後勘定に移転した住専債權について適用する法の規定の読み替え）

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条 平成十三年四月一日に開始する営業年度(預金保険法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあっては、事業年度)に納付する同法附則第十九条第一項において規定する特別保険料についての同条第二項において準用する同法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「各日」(銀行法第十五条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十一年法律第八百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する休日を除く。)とあるのは、「合計額」と、「合計額を平均した額」とあるのは、「合計額」ととする。

第三条 預金保険法等の一部を改正する法律(以下この条及び次条において「改正法」という。)第十三条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第七項の規定は、改正法の施行の日以後に金融機関について更生手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は破産手続開始の申立てがあつた事件について適用し、同日前に金融機関について更生手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は破産手続開始の申立てがあつた事件について適用し、同日前に金融機関について更生手続の特例等に関する法律(平成十六年法律第七十六条号)第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による破産の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

第四条 改正法附則第十一条の規定は、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の規定により信託業務を営む同項に規定する金融機関について準用する。

第五条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第四条の規定は、この政令の施行の日以後に発生する預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る同法第五十三条第四項の規定による仮払金の支払について適用し、同日前に発生した保険事故に係る仮払金の支払については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年七月二三日政令第二四七号)
四七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日)から施行する。

附則 (平成一三年九月二一日政令第三二一号)
二一号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日)から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八七号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八六号)
六三号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八五号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八四号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八三号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八二号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八一号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八〇号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八九号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八八号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八七号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八六号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八五号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八四号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八三号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八二号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日政令第八一号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

施行令」という。附則第二条の三第三号に掲げる預金のうち決済用預金(新預金保険法第五十二条の二第一項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等を含む。次項及び附則第五条第二項において同じ。)に該当しないものとする。

改正法附則第四条に規定する決済用預金のうち政令で定めるものは、新預金保険法施行令附則第二条の三第三号に掲げる預金のうち決済用預金に該当するものとする。

第四条 改正法附則第四条に規定する政令で定める日は、平成二十年三月三十一日とする。

第五条 改正法附則第四条第一号に規定する政令で定めるところにより計算した額は、一般預金等(新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるものを除く。)に係る保険料を納付すべき日を含む営業年度(会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日以後にあつては、事業年度。以下この条において同じ。)の直前の営業年度の各月の最終営業日における要調整一般預金等(改正法附則第四条に規定する要調整一般預金等をいう。)の額の合計額を平均した額とする。

第六条 政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年八月六日政令第三五七号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年八月六日政令第三四六号)
六号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年七月二三日政令第二四四号)
四四号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。

附則 (平成一六年七月二三日政令第二四四号)
四四号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号)
一八号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号)
一八号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一九号)
一九号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附則 (平成一七年四月一日政令第一三五号)
五号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二九日政令第一二二号)
二号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二九日政令第一二二号)
二号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二九日政令第一二二号)
二号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成一五年三月二八日政令第一一七号)
一七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成一五年三月二八日政令第一一九号)
一九号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、会社更生法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成一五年四月一日政令第一一九号)
一九号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年八月六日政令第三五七号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年八月六日政令第三五七号)
七号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年七月二三日政令第二四四号)
四四号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。

附則 (平成一六年七月二三日政令第二四四号)
四四号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年八月一日)から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号)
一八号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号)
一八号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二〇日政令第三一九号)
一九号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附則 (平成一七年四月一日政令第一三五号)
五号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二九日政令第一二二号)
二号抄
(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む當業年度の翌當業年度に納付すべき保険料について適用する。</p>	<p>附 則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)</p> <p>この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一八年一二月一五日政令第三八四号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号)</p> <p>この政令は、信託法の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年八月三日政令第二三三号)</p> <p>この政令は、改正法の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年八月三日政令第二三三号)</p> <p>この政令は、信託法の施行の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二〇年七月四日政令第二一九号)</p> <p>この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月二十二日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二〇年一二月五日政令第三六九号)</p> <p>この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二〇年六月六日政令第一八三号)</p> <p>この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月二十二日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二七年一月二八日政令第二三三号)</p> <p>この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二六年四月一日政令第一一号)</p> <p>この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二七年六月二八日政令第四四三号)</p> <p>この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二六年六月六日政令第一八三号)</p> <p>この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。</p>